

北空知衛生センター組合告示第26号

北空知衛生センター組合条例第4号

北空知衛生センター組合施設維持基金条例を別紙のとおり公布する。

令和7年12月22日

北空知衛生センター組合

組合長 田 中 昌 幸



北空知衛生センター組合施設維持基金条例をここに公布する。

令和7年12月22日

北空知衛生センター組合長

田中昌幸

北空知衛生センター組合条例第4号

北空知衛生センター組合施設維持基金条例

(設置の目的)

第1条 北空知衛生センター組合（以下「組合」という。）の施設の整備及び設備の改修の財源に充てるとともに、組合財政の健全かつ円滑なる運営に資するために、北空知衛生センター組合施設維持基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立区分)

第2条 基金は次の各号に定める区分により積み立てるものとする。

- (1) 組合塵芥処理施設
- (2) 組合し尿等処理施設
- (3) 組合北空知葬斎場

(積立)

第3条 基金の積み立てる額は、組合会計予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる利益は、組合会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用等)

第6条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は組合会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、次の各号に掲げる場合に処分することができる。

- (1) 組合施設の整備及び設備の改修の財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源に充てるとき。
- (3) 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (4) その他、組合長が特に認める経費の財源に充てるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるものを除くほか、基金について必要な事項は、組合長が別に定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 北空知衛生センター組合一般廃棄物施設維持基金条例（平成22年組合条例第5号）及び北空知衛生センター組合北空知葬斎場改築準備基金条例（平成30年組合条例第15号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行に際、現に前項の規定による廃止前の条例の規定により設置されている積立金額は、この条例の規定に基づく基金とみなす。